

日本通鑑 卷之二

U 5  
9306  
2



杉浦重剛 辰己小次郎  
棚橋一郎 坪井正五郎  
合著

# 日本通鑑

棚橋氏 藏版  
哲學書院發行

門  
2308  
S

佐上史郎より委託國玉以封爵無得たは是也

哲學書院

杉浦重剛 辰己小次郎  
棚橋一郎 坪井正五郎  
合著

# 日本通鑑

棚橋氏 藏版  
哲學書院發行

### 正誤

本書第一卷ハ聊カ事情アリテ其出版ヲ急キタルバ校正疎漏ニシテ字句ノ誤甚タ多カリシモ心附カサリシニ頃日之ヲ通讀スルニ及ビテ始テ之ヲ摘發シ急ニ活版ヲ以テ其誤ヲ正シ之ヲ卷末ニ附シタルド已ニ購讀セラレタル人士モ少カラズ如何トモ爲シ難キ者アルヲ以テ更ニ左ニ正誤ノ諸點ヲ再記セリ觀客幸ニ之ヲ諒セヨ

五 丁ウ 偏狹ノ偏ハ禰ノ誤  
八 丁オ 枚擧ノ枚ハ枚ノ誤

全丁及四十一丁オ一班ノ班ハ斑ノ誤

九 丁オウ、大靈貴トアルハ大日靈貴ノ誤

全 丁ウ 諸皇族ノ皇ハ皇ノ誤

十五 丁オ 規模ノ摸ハ模ノ誤

全丁ウ及廿七丁オ宿稱ノ稱ハ禰ノ誤

廿四 丁オ 註「甲冑等」ヨリ「然」迄ノ句ハ削除スベシ

廿六 丁オ 「榊ノ上ニ置キテ」トアルハ「榊ノ枝ニ挂ケテ」ノ誤

廿七 丁ウ 託誼ノ誼ハ宣ノ誤

廿八 丁オ 學藝ノ藝ハ藝ノ誤

三十一 丁オ 「文字」と「アルハ」文字と」ノ誤

三十三 丁オ 魚肉ノ肉ヲ介ニ改ム 紀元一千三百六十年ハ三十五年ノ誤

全 丁ウ 果たハ將ノ誤

三十五 丁オ 「ヒラカタクシリヘ」トアルハ「ヒラカ」タクシリ「ヘ」ノ誤

袖ハ袖ノ誤

# 日本通鑑

棚橋氏 藏版  
哲學書院發行

## 正誤

本書第一卷ハ聊カ事情アリテ其出版ヲ急キタレバ校正疎漏ニシテ字句ノ誤甚タ多カリシモ心附カサリシニ頃日之ヲ通讀スルニ及ビテ始テ之ヲ摘發シ急ニ活版ヲ以テ其誤ヲ正シ之ヲ卷末ニ附シタルト已ニ購讀セラレタル人士モ少カラズ如何トモ爲シ難キ者アルヲ以テ更ニ左ニ正誤ノ諸點ヲ再記セリ觀客幸ニ之ヲ諒セヨ

五 丁ウ 偏狹ノ偏ハ禰ノ誤  
八 丁オ 枚擧ノ枚ハ枚ノ誤

全丁及四十一丁オ一班ノ班ハ斑ノ誤

九 丁オ、ウ、大靈貴トアルハ大日靈貴ノ誤

全 丁ウ 諸皇族ノ皇ハ皇ノ誤

十五 丁オ 規模ノ摸ハ模ノ誤

全丁ウ及廿七丁オ宿稱ノ稱ハ禰ノ誤

廿四 丁オ 註「甲冑等ヨリ然レ迄」之句ハ削除スベシ

廿六 丁オ 「榊ノ上ニ置キテ」トアルハ「榊ノ枝ニ挂ケテ」ノ誤

廿七 丁ウ 託誼ノ誼ハ宣ノ誤

廿八 丁オ 學藝ノ藝ハ藝ノ誤

三十一 丁オ 「文字」と「アルハ」文字と」ノ誤

三十三 丁オ 魚肉ノ肉ヲ介ニ改ム 紀元一千三百六十年ハ三十五年ノ誤

全 丁ウ 果たハ將ノ誤

三十五 丁オ 「ヒラカタクシリヘ」トアルハ「ヒラカ」タクシリ」ヘ」ノ誤

袖ハ袖ノ誤

四十二 丁ウ 圖ノ上ホ磐梨郡本村トアル磐梨ノ上ニ備前ノ二字ヲ

加フ(リ)上野那波郡トアルハ佐位郡ノ誤

杉浦重剗 辰巳小次郎 合著

門  
卷  
5  
2308

木

第 紀



明治三十二年  
三月五日  
發行

住一支那より委奴國王此封爵哉得たると見也

日本通鑑 卷二

41 2308

門 9306  
號 2  
卷



昭和41年12月20日  
原安三郎氏贈

41 9507

日本通鑑  
紀

第二

上代より我國と三韓及び支那と此間交通の  
阿豆多依ハ争ふ屋のふや。乃事實として識者  
の許に所たり現小九州地方ハ歸化民あり  
三韓及び支那や通商を行ひ稀きハ支那より  
封爵を受け貢使を送る事多しハ支那の歴  
史上見えり一書ハ呉の子孫来り筑前  
住し支那より委奴國王此封爵得たりと見ゆ

日本通鑑

卷二

同國那珂郡より倭奴國王の印を得たる後等の証  
 によつて之を推すとす。或は信據なき事  
 實とせん然れども是等ハ皆ハ奸民汚首の私  
 相往来せし者にして朝廷の知らざる所あり  
 故ル我國乃史乘未嘗之を載せば國と國  
 公此交際あましく宗神天皇の六十五年尔任  
 那國の使者蘇那曷叱智来貢志留とて六年歸  
 邦了及んて天皇國王は赤絹一百匹を贈ふと  
 して以て始むとす。其後垂仁の三年新羅乃王  
 子天日槍歸化志同九十九年は使を支那に遣は

されし事等ハ是等ハ我國に著し義影響あり  
 皇朝を聞かば神功皇后紀元八百六十年を以  
 て新羅伐征志三韓を定免任那に内官家を置  
 歸王繼て皇后攝位乃四十九年ハ將軍荒田別を  
 遣つて百濟を助け新羅の不法を討し任那に日  
 本府を設置せし志とす。皇威外國に張る歳々  
 其貢獻跡を絶たば外夷の徳化は服して来歸  
 流者益多く從て文學工藝の傳來あり我國に開  
 明ハ實了源を是ハ發し政治乃思想より百般の  
 事悉く其舊觀を一新せし是れ蓋し三韓ハ當時

既尔開明此度著しめり志支那也交通なり多  
國ちれば彼より得たる所を以て之我我傳ふ  
孔を以てあり皇后は神功の謚ある者其を豈偶  
然たるんや

應神天皇其後を受け勵精求治頗る民事尔心我  
用を工業を勧め學問を興は三韓の朝貢使等小  
命をて韓人池等を穿ち先皇子等を志し儒教  
我學ばしめたる皆天皇の時よりあり天皇崩は  
是より先皇子稚郎子立て太子多皇太子少あり  
學を百濟に學士王仁に受け頗る德育小富む以

謂らる兄を措く自り踐祚する道は違ふ  
邪位を皇兄大鷦鷯尊尔讓ふ皇兄亦先帝の意を  
違ふを恐るて敢て當らば終尔位我空くまると  
三年皇太子困窮自殺し以て之を讓る皇兄悲  
慟し猶ほ位尔即ち王仁歌を咏じて勸進は  
終尔之に従ふ是を仁徳天皇と云ふ天皇慈仁頗  
る儒道尔通は深く心を民事に留免嘗て高臺に  
登り炊烟は稀少なるを見て民は貧乏なり我知る  
三年の租調を免は己よりて更尔望見をば炊  
烟盛んり起る乃ち喜んて曰く朕既尔富めり邪



後世之亦頼不又秦氏之命志之蠶事之従はくを  
 履仲天皇の時及んで史官を諸國に置き政  
 事を得失を記志四方の志を通せしむるは事  
 至是れ亦漢籍渡來に影響ありて外交乃我國に  
 開化を促しざるの一証を依て然れども斯く  
 の如く開明に進步するに従ひ事務の繁雜や  
 至人智の發達を來るは是亦自然に勢をれば  
 多數の人民中小の奸智猾才を富むる者を出  
 て來るは我國古來の族制を亂し帝室の神權及  
 び宗家權を殺ぎ我一族を尊重に地位を置き以

て非望を覬覦するもの起るは允恭天皇に  
 時ふは諸族を聚め神に誓ひて熱湯を探ぐら  
 ぬ其姓氏に真偽を正し親疎を因つて其階級を  
 定め大に帝室の尊重する所以を示志覬覦の途  
 を杜絶せしめし是れ由つて門閥自りて明か  
 く天下平穩ありて安康天皇一多むる事を誤ま  
 るに弒逆に慘毒を罹り帝室の尊重大に減せん  
 やして至幸は雄略天皇の英武其後を受け内禍  
 を定免富國の志極免く深く最に農工を奨勵し  
 蠶業織業技工に類大に進み天皇の時を以て創

ありき。者も亦多志數バ兵を三韓ニ出シ或ハ百濟を助けシ高麗の侵寇を討ち或ハ新羅を討つク其欠貢を罰シ國力内ニ盛んシテ威外夷ニ張ル又能ク神祇を敬志在位ニ二十二年ニ丹波ニリ豊受太神を迎メ多ク之城伊勢山田ニ祀シ外宮是ナリ

清寧天皇繼テ立ち唯々成を守リナシ在位六年の間大嘗會を創メシ外更ニ記述ベキ事ナシ始メ雄略天皇市邊皇子を殺シ其二子走ツク播磨ニ隱ル清寧天皇子ナシ二子億計弘計即チ意

成決シテ市邊の子ナシを陳シ天皇終シ之を召志億計王を以テ太子ヤチテ天皇崩セシメ及ビ億計王弘計王乃功阿蘇を以テ位を讓ル弘計辞シテ當ラズ位を空クセシト一年餘弘計終シ止を得ズシテ位小即ク是を顯宗天皇ヤチテ亦能ク守成シ義務を盡シ富國の志最ト深シ天皇乃勵精求治ニ由テ々米一斛ニ價銀錢一文ル當ニ多シトアリ志ヤ云ふ是時任那日本府の將紀大磐高麗と結ンテ反シ三韓を併吞セんと欲シ百濟王與ニ戦テ之を敗シ三韓事ヲ紀を得キリ

仁賢天皇顯宗天皇の皇兄を以て繼ぐ位ふ即き文學を獎勵し農工を勸課し天下益々平みあり然るにやむ文明の進歩益々著るる事務従つて多端ありて天皇は親しく執事所之事ハ愈々其區域を狭くし官吏の事務ハ愈々繁を加ふる及んぞ兵政の權ハ下り移り且つ神祖を遠くおぼしと益々遙くおぼし不従ひ帝室の神權も漸く其光を失ふる至るに自然の勢とれば年を経る不従ひ大臣大連の勢ハ反して帝室の上へ出たり其極終り不軌を謀る者ある至るに仁賢崩る

大臣平群真鳥父子四朝に舊勲を以て逆を謀るに如く以て見ふに幸に先世の聖天子遠く慮み多く臣連を並置せしむる故に二權臣互に相制し大事を作らざる能はざるに大金村武烈天皇を佐けて真鳥を誅したる蓋し亦是組織ありし由也

繼體天皇武烈天皇の後を受け奢侈を禁じ清廉を擧げ頗る治民の心を以て國富み兵強し然れど當時の國造縣主等の勢力漸く強大を致し朝廷の事務多端ありて悉く及ぶ能はざるに乘じて

三韓と通して反を謀る者ありて天皇は二十一年近江毛野に云ふ者任那に在はる人心を失ふ三韓の兵を招くも乘志筑紫國造磐井新羅に謀り火豊二國を據つて反志多し如是是あり幸に朝廷其人を以て日吉に遣はして滅亡しむるや雖も亦以て皇威は少く衰へて見ふに而して三韓は背反是より繁し

文明史

制度

當時代の制度は上代と更ふ異ちなく應神仁徳反正允恭雄略繼體の諸天皇皆諸臣に封賞賜ひて國造等とせむるを見れば封建の志と疑ふべし其他の点に就ては更なる變化を見ず單に簡に繁に移るを見るのみ一説に大臣大連を才木才正才木ムラジ等訓とて政府の官名にあやれり雄略の朝より成務の時大臣は才木マヘツギと訓み仲哀の時

の大連ハオホムラジト訓ミマヘツギ云トムラ  
 ジル大此美稱を添へき家者ニ過ぎ以官名ヲ定  
 あり多しを免乃ニ何シキトイフ也其名目ハ免も  
 角ハ其實際ハ大臣大連ハ位置ニありテ政令を  
 司さざりし者ハ前代より己ル之を有至たること  
 ちれが是を亦決して制度の變化ト云ふべし  
 やるある唯々先帝純在世中ニ太子を定め玉ふ  
 ことの起りし是頃より事より制度の變  
 化なり云ふなり次リ法律も上代と同じく更  
 尔一定志多依成憲ち單小其時宜ニ由至テ刑

ニ處はし然れども是の時代ハ墨刑  
 と云ふ者行ハき家ニヤ履仲雄略等の紀ニ見  
 元除藉志々陵戸ニ充テたれとハ顯宗紀ハ見元  
 左降除名の刑を行ちしことハ允恭雄畧等の紀  
 小見元允恭乃時ニ流刑あり清寧の時ニ沒收能  
 刑あり又火刑を行ちしことハ雄畧の紀ニ見元  
 たり是ニ由之を觀せば刑罰の方法ハ大ニ増  
 加しきも如し  
 財政の事と固より前代ハ異ちしことなく時宜  
 由至調貢ニ多少増減あるも如し

兵制の多少變化ありて如くや雖も今之  
 戎考ふより由き其使用の武具に至るも外  
 交に盛ありきより以来大に精工を加へ多海と  
 なるに仁徳の時戸田宿禰が高麗より獻した  
 る鐵盾を射洞し多致り如き其勇力致す所亦  
 了り雖ども亦器械の精良なる由らばと云ふ  
 可けんや

宗教

宗教を前代と差せり變化あり尤も漢籍が渡來  
 したる邦人の知識を高う免其道德心を養成志

多致るといふ然仁徳稚郎子の讓位顯宗仁賢の推  
 讓を見て争ふ處のや多所ありや雖も是れ  
 將た上流社會の間は止まりて廣く萬民に波及  
 したる多非は且夫然儒教を云ふ者も祖先の  
 祭祀を重んず其神は亦漢乎と精理を指し  
 天と唱ふる者も一に殆ど我國固有の宗教と異  
 なる所も幾ぶ如くあれは我宗教の影響を及ぼ  
 したること甚多少なかりた

學藝及生業

紀元九百四十四年即ち應神天皇の十五年百濟

王の子阿直岐來貢以皇子稚郎子之を師也して  
 經典を學ぶ阿直岐更尔王仁を薦む明年王仁至  
 且論語十卷千字文一卷を獻じ是れ儒學の我國  
 小興也濫觴也抑も己より第一卷も於て陳一置  
 たり也如く是時まづ我國の文學也稱はる  
 き程は者ハ更り之を無く上下共ハ不便を感ぜ  
 志とあれだ漢學の渡來也然や上流争つて之を  
 習ひ歲月を経るに從はて學者の數も漸く増加  
 して終り眞字文假字文と稱はる二體の書方起り  
 たり眞字文也ハ漢文體也して間海字訓を假り

用る意を達する者も云ひ假字文といふ全く字音  
 のみ假り我國の言語を寫去顯ハは者も云  
 ふちり祝詞宣命歌等もハ常ハ假字を用る所也  
 是より以後漢字を學ぶ者愈も多し履仲天皇の  
 時ハ史官を諸國に置たり政治の得失を記せ  
 一見雄略の二年の史官を置たり史と名儒者  
 此事もして史官ハ其群團を云ふあり漢藉渡來  
 後僅尔百七十五年もして己ハ是設計り外交  
 の為ハ漢學者を要するも多し從つて漢學傳播

此速やふちり志と思ひ見るる其後三韓より  
絶え漢學博士を進貢せしむる繼體天皇の時  
りも五經博士段楊爾同漢此高安茂等の來朝せ  
志と安休を見て知る也

大凡是時代乃文明ハ三韓又ハ漢土より輸入  
せし者より適ま我國に於て發明したる事を  
多くハ歸化此民乃所作より醫學醫術ハ允恭天  
皇の三年良醫來つて天皇此病を治せしより開け  
しある也醫學ハ應神の時ハ曆博士此渡來せ  
志と開けし者より仁徳天皇の時ハ曆を用ひ

多り也云ふ説ハ皇  
歌學ハ更り前代と異ちし事ハ音樂踏舞ハ稍  
也進歩したる有様にて允恭天皇の時ハ天皇乃  
琴ハ應志と皇后忍坂の大中姫起つて舞ひ玉ひ  
し事見え清寧天皇の時億計弘計乃二王子室壽  
乃詞を述べ次ハ琴此節ハ何ハせし珠舞と云ふ  
者を舞ひて天皇乃御齋あしとを顯ハ玉ひし  
と見え允恭天皇の時ハ新羅樂工八十人を獻せ  
志と見え顯宗天皇の時ハ始りて曲水乃宴を開  
き玉ひしと見え是等由り其一斑を推



知法云

應神天皇の二十二年、高臺を攝津大隅島に建  
つ同三十一年新羅造船に良匠を貢し、三韓の造  
船法を傳ふ。是時天皇諸工人の造船のみならず、  
家屋の建築も工あり。我以て攝津の猪名部小居  
らに以て韓様の建築法を傳播せしむ。安康雄  
畧の時、至り樓閣の起り、志は蓋し、是處に根ぞ  
繋り、石造の家屋を建築せしむ。少くも、  
繼體天皇の時、筑紫に磐井と云ふ國造ありて、巨  
石を以て三間の石殿、二間の石倉を作らざるべ

其形状木を以て造るは、如く決して岩を穿  
ちて屋敷を造るに如き粗造の者なり。阿蘇の山

上古に於ては、橋の製詳あり。板を浮ぶを浮  
橋と云ひ、板を架るを架橋と云ひ、智波志と云ひ、橋梁を  
構へ板を架る者も高橋と云ふ。皆古より  
有るなり。と云ふ説は、高橋の信を難し。仁徳  
天皇の時、攝津難波に猪名津に橋を架る乎。婆志  
と云ふ大河に橋を架る事あれば、橋梁の設あり  
たる事と知るべし。橋梁の板を置く事、是頃と

王の事ありて

上古より物を運搬せしむる車様の者を用ゐる  
ことあり志ありてつぎの志と詳ありて雄略天皇は  
時尔皇后也共ニ車ニ駕して遊幸あり志と見え  
多り是れ人戎載せし所也車も蓋を造るも  
其上ニ張る者あり青蓋車を用ゐるも清寧  
天皇は億計弘計ニ皇子を迎へらるる時尔用ゐ  
らるるを始とす

韓様の鞍を造るも雄略天皇七年百濟國より  
堅貴と云ふ工人が来朝を志より始まれり

熟皮を製するも仁賢天皇乃時高麗の革工須  
流枳奴流枳等の若干人來りて大和山邊郡額田  
邑尔地を賜はり其製造は從事を以てし始あり  
其後又染革は製造は從事を賜ひて狛染部  
也云ふ是より革工大に興る

鑄治の術は應神天皇時治工卓素と云ふ者王仁  
は從つて來りて見ゆる是頃より大に古  
來の面目を改めりて

釀酒の術も同様王仁は從つて來りて所は工人  
仁番は傳法より舊來の製法は改良あり志

ことす法を

石工を當時の非常な進歩志たる者に見え石棺  
 石槨の勿論石垣石門を造る事あり就中最も  
 驚くべきは繼體天皇の時築紫の國造磐井が  
 造らるる石人は是あり又墓上り碑碣を建  
 造する雄略天皇の時あひさこ小子部あひさこ栖す輕かろの勇武を称  
 して碑を墓上り立て功を録する事始はれ  
 五

陶器が古來歸化の民に造るる之を製志を云  
 ふ説あると恐るる是所謂瓦土器にして清器を

いへりやありあり清器を製造したる雄  
 略天皇は七年即ち紀元千百廿三年は百濟の陶  
 工高貴が云ふ者を召して河内桃原に住し其製  
 造に従事志を以て始り御膳に供する所  
 乃清器を製志出する事なり同天皇は十七年  
 下ひもと執土師部の所業たり是より製陶の工業大  
 進む然るも當時技工中最も進歩の著る者あり  
 織工の業ありて代々天皇率ね之を奨励  
 さらし是よりあはれ是より由つて外國より織物織  
 工乃輸入絶えぬ神功皇后三韓征服の歳に當つ

了新羅とて 絹繒羅綾を貢獻志攝位孫五年と葛  
 城龍津彦新羅を討はく綾工を捕へ歸至大和尔  
 住して以て綾を織らるる女と見えり阿夜毗  
 登宿祢を蓋し之をより始はれ其後應神天皇  
 純十四年と秦始皇の裔融通王百廿七縣は民を  
 率りて歸化志絹帛及び寶物を獻は終り大和乃  
 腋上よ住し絹帛の製法を傳ふ也見え同十六年  
 小絹帛を織る工人西素と云ふ者王仁より從つて  
 至り其業尔就く邦人称し久礼波止里と云ふ  
 也見え同廿年と漢靈帝の裔阿智使主其子都加

使主也十七縣の民を率ひて歸化し支那の織綾  
 法を傳ふ由つて阿夜毗登と云ふ也見え三十七  
 年と阿智使主父子を支那より遣はく工女を求め  
 し其四十一年と工女呉服穴服を率て歸ると見  
 え仁徳天皇は時と融通王の率ひ來りて民を諸  
 國に分置し蠶業尔從事志絹帛を織らるる本邦  
 固有のものに比はるる柔しめて美なり天皇賞  
 ち波彦公を賜ふと見え允恭天皇の時と麻羅  
 宿祢尔織工を督し本邦固有の絹を製せしむ  
 は見え雄略天皇の七年即ち千百廿三年と百

濟の織工定安那あきらなや云ふ者を召し々河内桃原に  
 居らしめ錦を織らしめ韓様の錦を織ると此より  
 始ま家定安那の錦邊連の祖たりや見え同天皇  
 の十四年より工女漢織吳服二人漢土より来り綾  
 を織ふや見え同十五年より仁徳天皇は諸國を分  
 置せられ志所の秦氏九十二部一萬八千六百七十  
 十人を集め々秦酒公あきしゆこうに属し織業に従事せしむ  
 絹帛を製せしむと益は多し天皇喜んで姓を禹豆  
 麻佐と賜ふ禹豆麻佐の堆々積むの義ありや見え  
 元同十六年漢部直あやべのちかと云ふ者を定め綾を織る工

人を督し々其業を盛大にせしめ又桑を諸國に  
 植ふる秦民を移し織業に従ふらしめ見え顕  
 宗天皇は時より百濟の人努理使主ぬりしめ乃子孫麻理及  
 彌和二人絹絶きぬたの様を作りて之を献げ天皇諸國  
 此織工を以て之を標準に縮絶を製造に従事  
 せしめ是より其業益々進むと見えより織業の  
 盛に行はるしと推知はるなり  
 商業は三韓支那より金銀を貢する事ありはる  
 り當時は已に通貨の使用は多し物と物と物  
 との交換は漸次減少し錢を以て物と代ふ事

此法を行ひて前代より隆盛の赴むべきこと  
多し一々工業の隆盛あり志を見ても其一斑を  
推知するべし

農業も同様水利の便年を追つて進み灌漑の利  
日を逐つて大にあり殊に代々此天皇民事に注意  
志農事を奨励せられたるは墾田拓地の數を大  
に増加し定めて盛大なる事ありしことありし  
雖も今之を詳ふれば其由なきに轄らく措て以て  
後の君子に待つ

風俗

應神天皇以来大陸との交通次第に盛んとなりた  
るに飲食調理法も多少の變化を生ぜしむるに  
應神天皇の史に徴し今之を詳しむる能はざる酒宴  
此事の屢所見はれど食物の種類に精々知るる  
由なきなり然れども其材料の主たるは穀物  
と獸肉魚肉なり疑ふ處なきに應神天皇  
乃時海人を統轄する者定め諸國に海人部を  
立ち多し漁業の盛ありし哉見れば是も  
仁徳天皇此時に猪を飼ふ者ありし蓋志帝  
室の食用に供する猪を飼ふ者ありて肉食を行

ハモシ我証ハ不足ラモ此時代ニ在リ人モ饗  
モル山ヲ物海ヲ物我以テ以テ云ハ獸肉ト  
魚肉モ指シテ

男女頭髮ハ風亦前期モ異チ法を見テ即チ男子  
ハ結髮一女子ハ重ク垂髮セシト思ハズ

衣服ニ至ク前段ノ舉ガ多ク如ク應神天

皇の時秦民多ク帰化シテ絹綾等を織リ百濟亦

織工を獻シ後更ニ織工を支那ニ求免ク吳織穴

織を得仁徳天皇時秦民を諸國ニ分チ蠶を養

ヒ絹布を織ラシ雄略天皇の時又織工を支那

ニ求免ク吳織綾織を得同天皇時秦民を集メ

秦酒公アサヒモ之を督促セシ如ク等ノ事アリ

織業ノ盛大を致シ多ク其材料ニ變化を來

セシト推志ク知ラズ支那及び百濟の人能

本邦ニ來ル本邦人ガ彼地ニ往クテ隨テ彼

此服制を徐々ニ遷リ來リ應神天皇の時百濟王

ガ縫衣の女子二人を貢ジテ及テ益テ彼國風

ヲ衣服行リ終ニ吳ヲ求免ク四人ノ工女を招

クニ至テ舊服ハ股引筒袖の類ニシテ裝飾ニ

乏志ク新服ハ袖大ニ裾長クシテ外觀美アリ然

色とら動作自由此点より云へば前者遙に後者  
 小勝を全故に新服ハカラゴロモ等稱し先代  
 貴族間に行われ漸く一般人民に用ゐる者や亦  
 多し今日現存は多日本服の根元を作せる其他  
 當時より革の衣服を着るとありより尤も太古  
 とり着せしと云ふ説阿基と書籍に見えたるは  
 是時代を始と云軍服より鉄兜あり鉄鎧あり仁  
 徳天皇の時田道と云ふ者の妻夫の戦死を聞き其  
 手纏を抱きて縊せ死せしや云ふ所は手纏は舊  
 服は袖を押つる手纏は非を以て小手の類は新

登く雄略天皇の時圓大臣や云ふ人黒彦皇子と  
 眉輪とを輔けんとして庭に立て脚帶あしひを求むと  
 云ふ所は脚帶は舊服の禪を押つる足結は非は  
 志く臍當の類は依る  
 家屋の構造も亦進歩せり應神天皇の時攝津難  
 波の大隅島に高臺を建てたる安楽天皇は時及  
 び雄略天皇の時内裏に高樓を築くは何れも  
 海外の建築法を用ゐるや柱を土中に埋め  
 て土臺石に上る置くと或は此時代より起る



屋根の前期乃如く藁或ハ萱を以て葺きたり仁  
 徳天皇の難波ニ都志玉ひくく多の有様を宮垣  
 室屋弗堊色也楠梁柱楹弗藻飾也茅茨之蓋弗剪  
 齊也也記せし我見てハ古代質素の風を知瓦屋  
 紀ありチギを屋上り置きし風害を防ぐともハ  
 前期ニ異ありたれどもカツヲギハ皇居ニ限  
 りしなり成るゝ如志雄畧天皇河内ニ幸し玉  
 ひし時日下山より遠く望み屋上ニカツヲギを  
 載せし多流家を見て臣下ハ天皇宮殿ヲ制ニ  
 擬ふた不敬甚志と之を焼くんとし玉ひくくと

あり  
 床ハ何を板敷しし座たり所ハ葦或ハ了  
 クラと称する低き臺を置たりあり  
 雄畧天皇の時木造ハ大藏を建たりとあり之我  
 又倉也云ふ應神天皇の時ニ純垣あり反正天皇  
 此時ハ柴垣あり雄略天皇の時ハ石を築きて地  
 界也云ふとあり  
 應神天皇此時伊豆ニ科志ク船を造らし海運  
 便あり新羅工人を献する及んく益ハ良船  
 を造り蓋し板を寄せし造り所ハハ形状現今

乃木船と大差あるを<sup>見</sup>然れども造船の舊法  
 尚依丸木船の制も全廢に至らざりしありづ  
 仁徳天皇の時遠江國大井川に河曲る流を寄  
 る多海大樹を以て舟を作ら<sup>し</sup>絶志と云ふも履  
 仲天皇の時亦兩枝船（つまやぶね）を造ら<sup>し</sup>め志也云ふも板  
 小挽船と造る<sup>し</sup>非<sup>ず</sup>大なる終割を援ふ  
 志も此如思は<sup>れ</sup>あり

雄略天皇皇后也車亦上る<sup>る</sup>遊獵し玉ひ<sup>く</sup>と  
 至允持重た物を動か<sup>し</sup>枕木を用ふる深き  
 考を要する<sup>こと</sup>非<sup>ず</sup>太<sup>く</sup>枕木の兩端を遺志中

部を削る<sup>る</sup>細く為<sup>す</sup>此部は物を載<sup>し</sup>る<sup>る</sup>其臺を  
 緩く結び付<sup>け</sup>る<sup>る</sup>容易<sup>し</sup>簡單なる車を得<sup>る</sup>  
 故<sup>に</sup>車を以<sup>て</sup>貨物を運搬<sup>し</sup>る<sup>る</sup>之<sup>の</sup>先<sup>に</sup>  
 古より在<sup>り</sup>る<sup>る</sup>古<sup>に</sup>これ<sup>の</sup>車を以<sup>て</sup>歩<sup>行</sup>の代  
 へ<sup>に</sup>之<sup>を</sup>以<sup>て</sup>始<sup>と</sup>する<sup>る</sup>なり<sup>ん</sup>

此時代の山陵ハ瓠形<sup>の</sup>一方ハ小<sup>し</sup>一方  
 一方ハ大<sup>き</sup>圓<sup>き</sup>顯宗天皇山陵ハ石擲<sup>ハ</sup>  
 長<sup>き</sup>一丈五尺横四尺八寸高さ五尺七寸あり  
 繼體天皇の時筑紫の國造ハ磐井と云ふ者あり  
 生前より石工を招<sup>き</sup>集<sup>め</sup>上<sup>り</sup>妻縣の南二里<sup>ハ</sup>

所<sub>レ</sub>墳墓を作<sub>レ</sub>石人石盾各六十枚を四面<sub>ニ</sub>立  
て東北の角<sub>ニ</sub>當<sub>レ</sub>り別<sub>ニ</sub>衛頭<sub>ヲ</sub>稱<sub>レ</sub>けり所<sub>レ</sub>を設<sub>レ</sub>  
中<sub>ニ</sub>石を以<sub>テ</sub>解<sub>部</sub>、偷人、四頭の猪<sub>ノ</sub>形<sub>ヲ</sub>作り  
て立<sub>レ</sub>り別<sub>レ</sub>ふ又石馬三足石殿三間石藏二間を作  
り是れ驕奢<sub>ノ</sub>極<sub>ニ</sub>たり固<sub>ニ</sub>り此時代の墓制  
と<sub>シ</sub>て<sub>シ</sub>た<sub>レ</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>ば

此時代の開化を補<sub>ル</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>ば此の文字の傳播<sub>ハ</sub>  
多<sub>ク</sub>也雖<sub>レ</sub>其用未<sub>ダ</sub>廣<sub>ク</sub>う<sub>レ</sub>ば普<sub>ク</sub>墓石<sub>ニ</sub>名<sub>ヲ</sub>刺  
す<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り至<sub>ラ</sub>ざ<sub>リ</sub>志<sub>ハ</sub>あり碑碣<sub>ヲ</sub>を建<sub>テ</sub>つ<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り  
多<sub>ク</sub>也是れ<sub>ハ</sub>至<sub>ツ</sub>て稀<sub>ク</sub>なり

結論

此時代<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>ける歴史上<sub>ノ</sub>現象<sub>ハ</sub>其大體上<sub>ニ</sub>於  
て<sub>ハ</sub>前代<sub>ト</sub>畧<sub>ク</sub>相異<sub>ス</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り雖<sub>レ</sub>漢籍傳  
來<sub>ル</sub>為<sub>ル</sub>る<sub>ニ</sub>生<sub>ジ</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り多<sub>ク</sub>は影響<sub>ハ</sub>又<sub>ハ</sub>志<sub>ハ</sub>決<sub>ス</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り少<sub>ク</sub>也  
非<sub>ズ</sub>り志<sub>ハ</sub>如<sub>シ</sub>抑<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>漢籍<sub>ノ</sub>渡來<sub>ハ</sub>單<sub>ニ</sub>文學  
上<sub>ニ</sub>あり<sub>レ</sub>政治<sub>ニ</sub>道德<sub>ノ</sub>形状<sub>ハ</sub>も大<sub>ニ</sub>影響<sub>ヲ</sub>を與  
へ<sub>ル</sub>者<sub>ナ</sub>り政治<sub>上</sub>の影響<sub>ト</sub>も當時<sub>ニ</sub>在<sub>ツ</sub>て  
更<sub>ニ</sub>著<sub>シ</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り雖<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>時代の天皇<sub>ヲ</sub>施<sub>テ</sub>改  
乃<sub>ハ</sub>模様<sub>ヲ</sub>見<sub>ル</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り大<sub>ニ</sub>儒教<sub>主義</sub>に傾<sub>キ</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り所<sub>レ</sub>  
至<sub>レ</sub>仁德<sub>ノ</sub>民<sub>ヲ</sub>富<sub>ル</sub>る<sub>ニ</sub>あ<sub>レ</sub>り朕<sub>ノ</sub>富<sub>あり</sub>也云<sub>々</sub>也

如き履仲の史官を諸國に置られし如き其  
他代々の天皇の儉約勸精清廉の士を擧げ天下  
の如き稍や前代や異ちる所ありし如き立太子  
の如き法定はりたるは是の影響ありしは道德上  
の影響と生仁徳稚郎子の讓位は如き顯宗仁賢  
の謙讓の如き是あり然れども道德は古來我國  
よと備至居多るは如き志は彼より傳ふるを待  
たざるは著法は如き影響の如き我見は其他  
工業農業等の如きは到るは率ね皆は彼より

輸入ありしは漸次に上古淳朴の風を  
變じて幾分の裝飾を尚ぶは勢は趣あり

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

仁徳天皇五十五年蝦夷と戦て死したる田道將軍の石碑

學藝志林第十卷に載せたる三船直吉氏の田道將軍墳墓考に  
 曰く田道將軍の墳墓陸前国牡鹿郡石巻港の西十丁許に隔て地田  
 村より土人之を蛇田道公の御墓と稱し墓後赤淵に址たり今埋没  
 たる一面の麦畑とあり僅に六七尺許の卵形の溜水を存せり乃ち禪昌  
 寺の境内に連  
 續の墓碑に  
 彼の赤淵より  
 寛永中農夫  
 乃ち穿拓きて得  
 たるを舊仙臺  
 藩より妙相に入れ  
 鑰して禪昌寺  
 に預藏の義を命じ如此なるに住僧と雖も見る能はずと云ふ戊辰奥羽の乱に  
 賊軍該寺の古寺必は宝物を貯藏多しと云ふと推考し彼の箱を破壊し  
 見ると石碑なりと云れど其終捨置きしに依り人を見ず所と云ふ此  
 の碑將軍戦死の後京より將軍の從者下りて鎗のさきより彫附に赤淵  
 此水中に抛りて歸京しや云々姑く推究し之を寫せり下畧

田道白墳

追遠拜修感靈竪碑下幹於伊寺水門呈赤淵鎮崇之

繼體天皇の御宇筑紫の船井が墳墓の周囲に樹られた石人石馬は久留米藩何某著巡見記より由筑後國石製古器物圖説に載せり

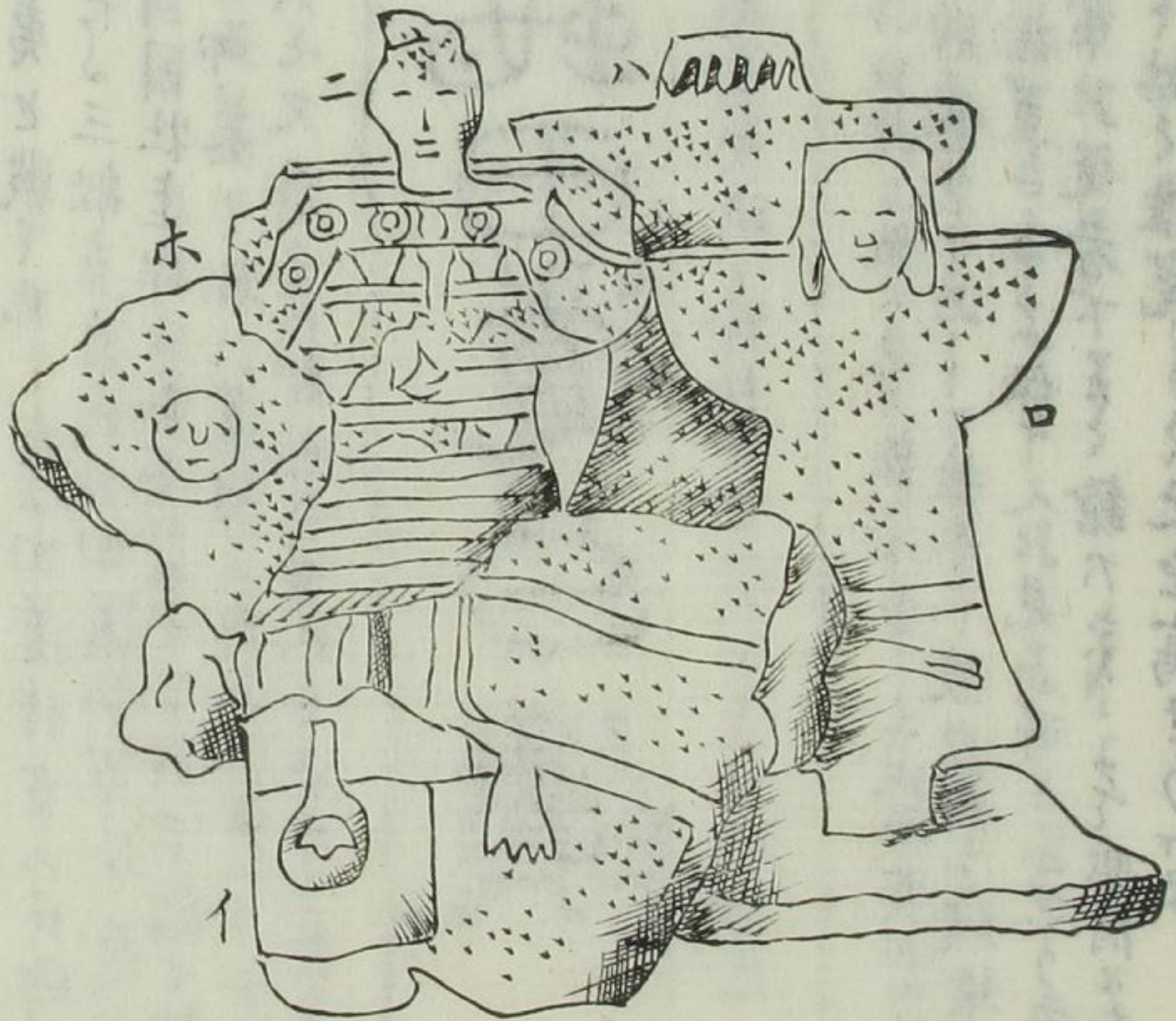
(口)は東京上野博物館に陳列せらるるものなり

(ハ)は其背面あり

(ニ)は(イ)と同ト

耽奇漫録より出づた

(ホ)は(イ)と同ト



古制のカラゴロモを見るべき土偶

上代衣服考に曰く河内國石河郡山中古塚に殉死ふある土物一枚を掘出し其体左衽狭袖左の如く天智己前物より察する知るべし以上衞口發云々

袖乃細き我國振ちり又裾まぎりとてかく打違

へぬるも漢衣ありとて猶考ふる應神天皇の御代に始て漢衣

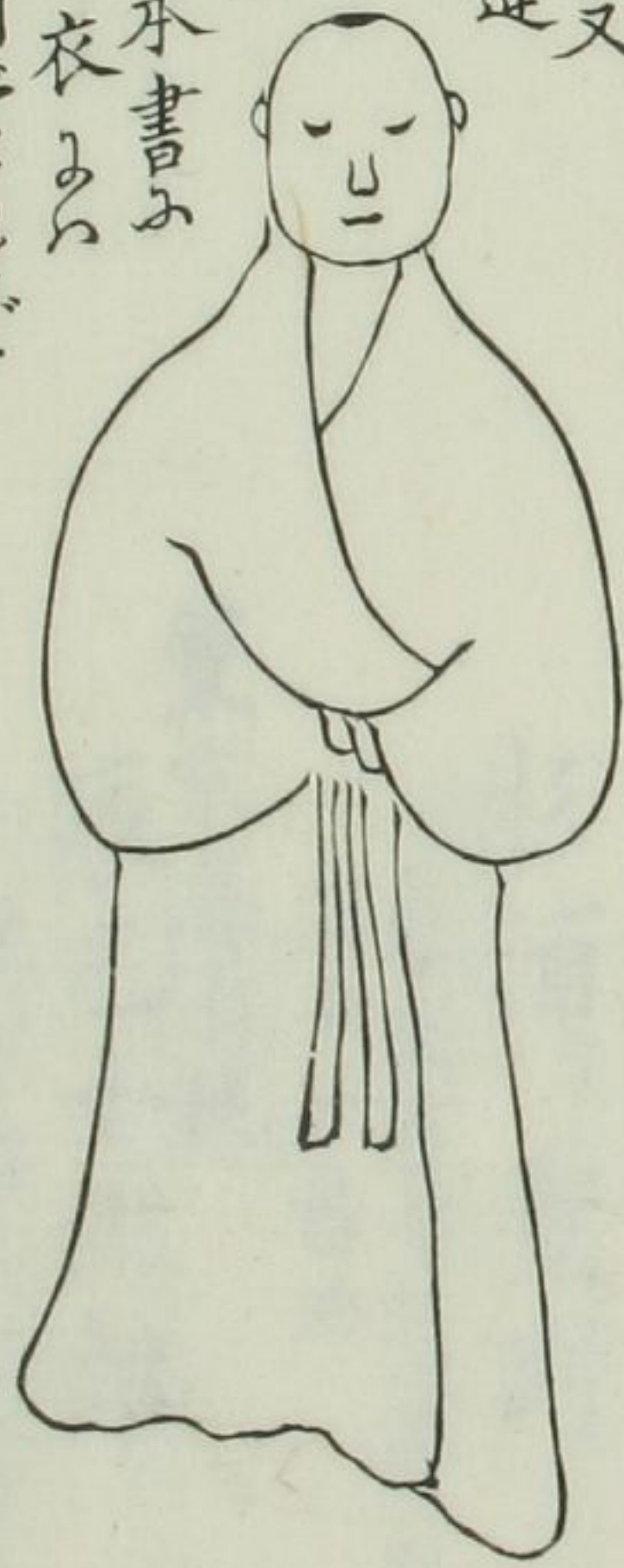
を造らるるを以て本書に言ひ如く全くの漢衣あり

あつて變るる所有るを

此埴輪の袖の細くや此頃の漢衣あり又左衽なるを

思ふ元正天皇の養老三年に初令天下百姓右襟云々とあるは此天皇の前より袖細きを既て天武天皇の大き御袖を振らせり

きて御狩野歩行せりき愛奉る歌られは此天皇より前ふれば成りや此埴輪は應神天皇の後天武天皇の前よりなる



明治二十年十月十日版権免許  
 全年十月出版  
 著者  
 全  
 全  
 全



明治二十年十月十日版権免許  
 全年十月出版

著者

東京府平民

杉浦重剛

東京府小石川區久堅町  
二十一番地

東京府士族

辰巳小次郎

東京府淺草區北三筋  
六十番地

東京府平民

棚橋一郎

東京府芝區田村町  
六番地

全

全

全

出版人

發行所

靜岡縣士族

坪井正五郎

東京府芝區西久保城山町  
五番地寄留

東京府平民

棚橋 一郎

東京府芝區田村町  
六番地

哲與子書院

東京府本郷區本郷六丁目  
五番地

全一冊十月

出版

昭和二十年十月十日發行



